

ふれあい緑地 1 街区の活用及び自然環境啓発業務  
公募（フ ォ・ザ ル方式）に関する実施要領

## 1 業務の目的

本業務は、水辺のビオトープを有するふれあい緑地 1 街区（以下「1 街区」という）及び 1 街区内にあるふれあい緑地ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という）において、ふれあい緑地周辺の地域コミュニティの醸成を行うとともに、市民及び公園利用者に対して 1 街区の特色を活かした自然環境啓発並びに効果的なビジターセンターの活用を行うもの。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

ふれあい緑地 1 街区の活用及び自然環境啓発業務

### (2) 業務内容

- ア ビジターセンターの管理・運営
- イ 自然環境啓発
- ウ 地域コミュニティの醸成
- エ 広報・周知

### (3) 履行期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

### (4) 予算額

6,072,000 円/年（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 担当部局所管課

環境部公園みどり推進課

## 4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 最近の 2 年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のない者（徵収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- (9) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員および豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しない者であること。
- (10) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告を受けていない者であること。
- ※なお、応募者は、プロポーザルの実施時点では市の業者登録をしていなくてもよいこととするが、優先交渉権者となった場合には、契約締結までに同登録を行うものとする。

## 5 参加表明手続

### (1) 提出書類の種類

本業務の目的、仕様書の内容等を十分理解したうえで、企画提案書等を提出すること。

No	提出書類	留意事項	様式
1	参加表明書	応募者の印鑑登録した印（本市へ事業者登録を行っている場合はその印。以下同じ）を押印すること。	様式 1
2	事業者概要	業務内容は代表的な業務分野を記入すること。	様式 2

3	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること。	様式 3
4	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の公共事業の受託実績において、仕様書に記載の業務内容と同種業務の実績を記入すること。</li> </ul> <p>※入力欄が不足する場合は、複写して記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載案件ごとに実績が確認できる資料又は実績を証明し得る契約書を添付すること（複写可）</li> </ul>	様式 4
5	公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当の有無をについて記入すること。</li> <li>入札参加停止又は除外措置を受けた場合は、その内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付すること。</li> </ul>	様式 5
6	質問書	質問がある場合は、記入の上、提出すること。	様式 6
7	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に基づき、企画提案の具体的な内容等について、「9 審査方法、評価基準 (2) 提案項目及び評価基準」に留意のうえ、作成すること。</li> <li>提案書の枚数は、企画提案部分の項目（5項目）毎に1枚以内で作成すること。 なお、全ての項目を1~4枚に集約することも可能とする。</li> <li>全体スケジュール及び業務の進行管理について記載すること。</li> </ul>	任意 (A4 サイズ 5 枚以内 ※表紙除く)
8	見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。</li> <li>見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「ふれあい緑地1街区の活用及び自然環境啓発業務」と明記すること。</li> <li>見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。</li> </ul>	任意

### (2) 提出部数

正本1部、副本6部（副本は、正本の複写可）及び応募書類のPDF形式のデータファイルを提出すること。

なお、副本6部については、応募者が判明できる記載、表現等（商号、実印等）は記載しないや黒塗りにする等により審査における匿名性を担保すること。

### (3) 提出期限

令和8年（2025年）2月13日（金曜）17時15分必着。

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。なお、提出後の応募書類の追加や差し替え、訂正は原則認めな

い。

#### (4) 提出方法

##### ア 正本1部、副本6部

持参（月～金曜日（祝日は除く）8時45分～17時15分）、郵送又は宅配便のいずれかとする。郵送又は宅配便により提出する場合は、書類の到達を事務局にメールや電話で確認すること。

##### イ 応募書類のPDF形式のデータファイル

データファイルにパスワードをかけて、電子メールで提出すること。提出後は、事務局に対し提出書類のダウンロードについて確認すること。

※オンラインストレージ等を使用しない場合はファイルサイズ10MBまで

#### (5) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

### 7 質疑応答等

(1) 質問がある場合は、「質問書」（様式6）に記入のうえ、事務局あてにメールで提出すること。

（質問書提出期限：令和8年（2026年）1月23日（金曜）17時15分（必着））

(2) 提出された質問への回答は、令和8年（2026年）1月30日（金曜）（予定）に市のホームページに掲載し、個別には回答しない。なお、電話での質問は受け付けない。

### 8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 本案件期間中に、上記「4 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合。

(2) 審査員に対して、直接、間接を問わず故意に抵触を求めた場合。

(3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

(4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。

(5) 予算額を超える提案を行った場合。

(6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合。

(7) 提案書類において虚偽の記載があった場合。

(8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合。

(9) 第二次審査（プレゼンテーション）に欠席した場合。

(10) 一団体で複数の提案をした場合。

(11) 提案に関して談合等の不正行為があった場合。

(12) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合。

- (13) 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合。
- (14) 審査の公平性を害する行為があつた場合。
- (15) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認めた場合。

## 9 審査方法、評価基準

### (1) 審査方法

- ・本市職員で構成する審査委員会を設置し、審査する。
- ・審査は二段階で行い、第一次審査は書類審査、第二次審査はプレゼンテーション審査とする。
- ・審査は、後述(2)で定める審査項目に基づき、各審査員が採点を行う方式とする。
- ・第一次審査及び第二次審査の審査項目は同一とし、第二次審査時の採点は、第一次審査の結果に関わらず、新たに行うものとする。
- ・第一次審査は、各審査員が企画提案書等の内容を採点し、全審査員の合計点数により順位を決定する。ただし、提案者が4者未満の場合は第一次審査を行わない。
- ・第二次審査は、第一次審査の上位3者を対象に行う。各審査員が企画提案書等、ヒアリング及びプレゼンテーションの内容を審査・採点し、「業務実施体制」、「見積書」、「企画提案」、「処分歴等」を合わせた点数（各100点）の、全審査員の総合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者に選定する。

ただし、「企画提案」部分（後述(2)の審査項目「企画提案」）の点数が配点の60%以下の場合は、選外とする。

・総合計点数の最も高い提案者が2者以上あつた場合は、当該提案者の中から審査員の合議によって、第一優先交渉権者を選定する。第二次審査の結果、合計点数が満点の50%未満の提案者については、第一優先交渉権者としないものとする。

・第二次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下のとおり

①日 時：令和8年（2026年）2月20日（金曜）を予定

※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

②発表時間：30分以内（各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答を行う）

③機材等：プレゼンテーションでパソコン（パワーポイント等）等を使用する場合の必要な機材は全て、提案者で用意すること。本市はモニターと電源のみを用意する（但し、動作の保証はしない）。

また、実施場所はインターネット回線が整備されていないことに留意すること。

④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる者もしくは担当者とする。

⑤その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、提案内容の質疑に応答でき、本業務を担当するものと

する。

※説明資料については、事前に提出された企画提案書と同一の資料に限る。

## (2) 提案項目及び評価基準

下表に基づき、本業務の目的を達成するための効果的な提案を求めるもの。

審査項目	配点	提案項目及び評価基準
業務実施体制	10	本業務の実施体制
		公共事業における類似業務の実績
見積金額	30	見積金額の妥当性
企画提案	10	ビジターセンターを活用した、ふれあい緑地1街区のビオトープや生物多様性の保全等に関する効果的な情報発信の方法
		地域コミュニティの醸成に繋がる効果的なビジターセンターの活用方法
	20	ふれあい緑地1街区ビオトープ・ビジターセンターを活用した、自然環境啓発に関する効果的な学習会・イベント並びに回数
		日々のビジターセンターへの来館者に対して常時対応できる効果的なプログラム
	20	ふれあい緑地1街区ビオトープ・ビジターセンターを活用した、近隣の小学校・教育保育施設等を対象とした効果的な事業並びに回数
		ふれあい緑地周辺地域の幅広い年代を繋ぐ効果的な事業並びに回数
広報・周知について	5	ふれあい緑地1街区の認知度向上及び利用促進に繋がる広報・啓発の方法
その他、仕様書以外の、ふれあい緑地1街区及びビジターセンターの効果的な活用の提案について	5	仕様書に記載の内容以外で、事業の効果を高めるための、独自性がある事業 ※なお、提案した内容については、本業務内で実施すること。
処分歴	減点	公募開始日から過去3年以内の処分歴等

- ※ 回数を求める提案については、それぞれの年間の実施回数もあわせて提案すること。
- ※ 年度毎に違う内容・回数を行う場合は、3年間分の提案をすること。
- ※ あわせて全体スケジュール及び業務の進行管理について提案すること。(1年又は3年)

※ ふれあい緑地 1 街区及びビジターセンターの見学を希望される場合は、令和 8 年（2026 年）2 月 10 日（火）までに申し出ること。（要調整）

#### (3) 審査結果の通知

第一次審査の結果については令和 8 年（2026 年）2 月 18 日（水曜）に、第二次審査の結果については 2 月 26 日（木曜）に、メールにて通知する。なお、本市と仕様並びに価格等を協議の上、本市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

#### (4) 審査結果の公表

最終審査結果については、市ホームページにより公表する。

### 10 契約に関する基本的事項

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき本市と協議の上、業務内容を確定し、令和 8 年（2026 年）3 月 9 日（月曜）の締結を目指す。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがある。
- (2) 契約内容及び仕様、契約金額については、採択された提案をもとに、本市と詳細を協議するものとする。また、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、本市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと。（受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

### 11 スケジュール（いずれも、令和 8 年（2026 年））

■ 実施要領等の公表	1 月 13 日（火曜）
■ 質問事項の締切	1 月 23 日（金曜）17 時 15 分必着
■ 質問事項への回答	1 月 30 日（金曜）予定
■ 企画提案書等の提出期限	2 月 13 日（金曜）17 時 15 分必着
■ 第一次審査（書類審査）	2 月 16 日（月曜）～17 日（火曜）
■ 第一次審査結果の通知	2 月 18 日（水曜）
■ 第二次審査（プレゼンテーション）	2 月 20 日（金曜）
■ 第二次審査結果の通知及び公表	2 月 26 日（木曜）予定
■ 委託契約の締結	3 月 9 日（月曜）予定

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

### 11 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出、プレゼンテーションに関する費用等）は応募者の負担とします。

- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属しますが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。
- (3) 提出書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む）を除いては、情報の公開を行う場合があります。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡とともに、文書（様式は任意）で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。また、質問事項の締切以降、業務に係る質問は受け付けません。

## 12 提出・質問等の問い合わせ先

〒560-0022 豊中市北桜塚1丁目3番1号（大門公園内）

（事務局） 豊中市環境部公園みどり推進課緑化自然環境係

TEL 06-6843-4141

FAX 06-6845-5813

E-mail kouen@city.toyonaka.osaka.jp